

業務方法書の一部変更新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第1条～第10条 [略]</p> <p>第11条 基金は、毎事業年度の開始前に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、配合飼料の単位数量当たりの通常補てん積立金の額を定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、<u>機構が発行する「飼料月報」の配合飼料価格</u>（全畜種加重平均（袋物、バラ）工場渡価格で、消費税額分及び地方消費税額分を含まないものとする。）の当該事業年度の<u>前年度の4月から10月の平均価格の1,000分の40以内</u>において当該年度内の配合飼料原料の需給見通し及び前事業年度末における通常補てん準備財産の額を勘案して定めるものとする。</p> <p>第12条 ～[略]</p>	<p>第1条～第10条 [略]</p> <p>第11条 基金は、毎事業年度の開始前に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、配合飼料の単位数量当たりの通常補てん積立金の額を定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、<u>飼料月報（農林水産省生産局畜産部飼料課編）の配合飼料価格</u>（全畜種加重平均（袋物、バラ）工場渡価格で、消費税額分及び地方消費税額分を含まないものとする。）の平均価格の1,000分の40以内において当該年度内の配合飼料原料の需給見通し及び前事業年度末における通常補てん準備財産の額を勘案して定めるものとする。</p> <p>第12条 ～[略]</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>別紙様式第1号 配合飼料価格差補てん基本契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、配合飼料の価格差補てんについて、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の返還等）</p> <p>第5条 甲は、乙が業務方法書第23条第1号若しくは第2号（第23条の11において準用する場合を含む。）に該当する場合には、乙に対し、通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>第6条 ～[略]</p>	<p>別紙様式第1号 配合飼料価格差補てん基本契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、配合飼料の価格差補てんについて、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の返還等）</p> <p>第5条 甲は、乙が業務方法書第23条第1号若しくは第2号（第23条の11において準用する場合を含む。）に該当する場合には、乙に対し、通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p><u>2 平成20年7-9月期以降の通常価格差補てん金であって借入金により補てんを実施するものについて、業務方法書附則（平成20年9月2日）第2項に該当する場合は、乙に対し理事長が別に定める額の返還を求めることができるものとする。</u></p> <p>第6条 ～[略]</p>